



「狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の一部を改正

8月1日から 集積所に出された資源物の持ち去り

禁止

近年、再生紙の需要が高まり、市場では古紙を高く売ることができます。このため、特に新聞紙を狙った資源物の持ち去りが市内でも多発しています。そこで、資源物の所有権は市にあることを明確にし、持ち去りを防止するため「狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の一部を改正しました。この改正によって、市の委託業者以外の方が資源物を持ち去る行為は違法になります。

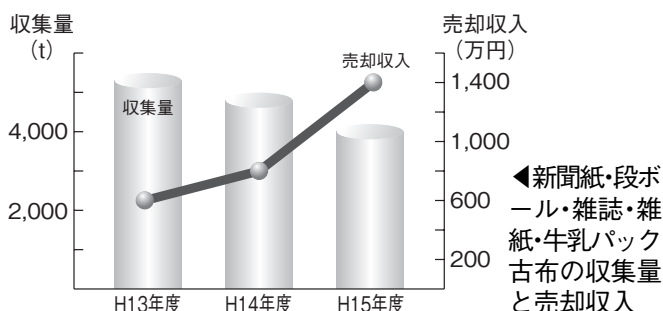
◆資源物とは...

試行的に実施している収集も含め、市が収集する新聞紙、段ボール、雑誌、雑紙、飲料用紙パックの紙類、布、びん、缶、ペットボトル、プラスチックのことをいいます。

◆条例改正のポイント

今回の条例改正では、集積所に出された資源物は市に所有権があることを明確にし、市が委託する収集・運搬業者以外の方が、資源物を持ち去ることを禁止しています。この持ち去り行為が発見された場合、法的手段をとることができます。

また、市の委託業者は、車両に「狭山市委託資源回収車」と書かれた黄色いステッカーを張り、当日の朝8時以降に収集を開始します。朝8時前から作業を始めることはありませんので、不審な車を見かけたらご連絡ください。



◆集団回収は届け出にご協力を

集団回収は、地域などで自主的に資源物を回収し、登録業者に引き渡すリサイクル活動です。自治会や子供会など、たくさんの方がかかわっています。集団回収の回収場所に集積所を利用している団体は、団体名、回収日を事前に届け出てください。

問合せ資源循環推進課内線3611か

リサイクルセンターへ☎2953 4704

8月1日施行

「狭山市廃棄物焼却炉の設置等の手続等に関する条例」

焼却炉の設置は市との協議が必要!

この条例は、廃棄物焼却炉の設置などに関して必要な手続きを定めています。これにより、市民と廃棄物焼却炉の設置をしようとする者が相互に理解を深めて良好な近隣関係を築き、さらには生活環境を保持していくことを目指します。

●対象となる廃棄物焼却炉
火格子面積が0.3㎡以上か焼却能力が1時間当たり30kg以上の廃棄物焼却炉が対象です。

●対象地域
工業専用地域を除く市内

●市との事前協議
焼却炉の設置や変更をする場合、原則として県への法的な届け出の60日前までに、市に設置計画の届出・協議が必要です。

●標識の設置
焼却炉の設置や変更を知らせるため、県へ届ける40日前までに必要事項を記載した標識の設置が必要です。

●説明会の開催
県へ届け出る30日前までに、近隣住民などに対

し設置計画などに関する説明会を開催しなければいけません。また、説明会を開催した後は市への報告が必要です。

●近隣住民との協議
説明会開催後10日以内に近隣住民などから意見の申し出があった場合、申出者との協議、市への内容の報告が必要です。

このほか、工事の着手届完了届、廃止届などが必要です。そして、市は条例に適合していない場合に必要ない場合があり、従わない場合は設置者などを公表できます。

問合せ生活環境課へ

内線3681

市長随想



狭山市長 仲川 幸成
似顔絵・池原昭治氏

合併当時、市内は雑木林や水田、茶園など豊富な緑と入間川の清流。まさに緑の田園都市でした。各村の資産といえは、役場と小・中学校が各1校ずつ、そして平家の公民館。消防自動車は、余裕のある町村が

昭和29年7月1日、狭山市は県下15番めの市として誕生し、ここで50年を迎えました。当時、市の条件は人口5万人でしたが、町村合併法が施行され、特別により3万人市制が認められたことで、この日は、狭山を含め県内でも本庄・東松山・岩槻・春日部の5市が一挙に誕生しました。

駅前のにぎわい、商店街の活気、県立高校がある街。市にそんなイメージを抱いていた私は、まさか自分の村が市になるとは夢にも思いませんでした。

持っていただけでした。道路は、天皇陛下が行幸されたという国道407号以外は16号ですら砂利道、水道もガスもなく、つるべ井戸で薪の生活でした。農業が生活の基であり、北部の水田は米と麦の二毛作、南部の畑は、甘藷などの雑穀や牛蒡などの根菜類、そして裏作の麦。全域にわたり養蚕も盛んで、乳牛・豚・鶏もたくさん飼育されていました。また、入間川を中心に紡績も盛んで、多くの織屋がありました。

あれから50年、私の目で見つめてきた狭山は大きく変貌しました。先人のためまぬ努力と開発に協力していただいた地権者が、この躍動する狭山の礎となつていることを忘れてはなりません。そして現在、再び新たな時代に向けて歩き出す足音が、日に高まっています。あの時、合併して良かったと言われるときが必ず来ると信じています。

市長の主な動き

- 6/1…辞令交付式、白寿の祝い
- 6/2～6/17…第2回定例市議会
- 6/7…辞令交付式
- 6/9…住宅協会評議員会
- 6/14…さやま大茶会実行委員会
- 6/19…川越総合卸売市場定時株主総会・取締役会
- 6/20…あじさい祭り並びに国際交流の集い
- 6/22…基地対策協議会総会、合併協議会
- 6/23…定例庁議
- 6/26…柏原新狭山線開通式典
- 6/27…航空自衛隊創立50周年記念式典

■平成24年度までの10か年計画 狭山市障害者プランを策定

障害者の主体性と自立性を基本とした障害者福祉施策を総合的、計画的に進めるため「狭山市障害者プラン」を策定しました。これは、平成14年度を最終年度とした「狭山市障害者福祉計画」が終了したため新たに策定したもので、この計画をもとに、障害者の自立と社会参加を促進し、障害のある人もない人も、元気でともに暮らせるまちづくりを進めます。なお、このプランの冊子は市役所のほか、公民館、出張所などでもご覧いただけます。



問合せ障害者福祉課へ内線1591

■北入曽地区で公園の整備が進んでいます

これまで公園などの施設が少なかった北入曽地区内で、新しい公園(北入曽893 2)を整備しています。7月下旬には公園の一部約2,000㎡を開放できるように準備を進め、遊具なども配置する予定です。ぜひ、皆さんご利用ください。



問合せみどり公園課へ内線3674

■(仮称)生涯学習を進める市民の会 設立に向けた準備を開始

7月2日(金)、15名で構成される「(仮称)生涯学習を進める市民の会」設立準備会がスタートしました。これは、行政と連携して生涯学習を進める市民組織を立ち上げるための準備会です。施策に市民がどうかかわるかを協議し、組織の運営方法を考えながら、今年度中に「市民の会」を立ち上げる基礎を作ります。また、今後、市民の皆さんや市内で活動する学習グループから、協議の参考とするため意見を伺う場を設ける予定です。



問合せ生涯学習課へ内線5673